

いしのまき

石巻市防災
祝 新蛇田団地



新市街地第1号

新蛇田地区で宅地の供給開始式



主な内容

- P 2 ----- 全市一斉総合防災訓練
- P 3 ----- 明日へと響け
復興のつち音
- P 4・5 ---- 復興事業の進捗状況
- P 6・7 ---- 震災復興情報
- P 8 ----- お知らせ

集団移転先として整備が進む新蛇田地区の一部で造成工事が終了し、11月3日(月・祝)に供給開始式が開かれました。移転代表者が市と土地の引き渡し契約を結び、住宅再建に向けた一歩を踏み出しました。市内5地区の新市街地で、戸建て宅地が供給されるのは初めてです。新蛇田には平成29年度までに宅地727戸、復興住宅535戸が整備され、定住人口は合わせて約3,300人という県内の被災地域で最大規模の団地となります。

防災「合言葉」受賞作品



石巻市イメージキャラクター

《佳作》

強いゆれ めざせとにかく 高いとこ

飯野川第一小学校4年 高橋 悠介

つよいゆれ つなみもくるぞ さあ、にげろ

向陽小学校2年 高橋 李佳

全市一斉総合防災訓練 「自分の命は自分で守る」

巨大地震発生による大津波と建物倒壊や大規模火災を想定した平成26年度石巻市総合防災訓練が10月19日(日)に全市一斉に行われました。参加した皆さんは、「自分の命は自分で守る」を念頭に、初動の確認、非常持出品の携行、避難先までの経路と時間を確認していました。地域と学校が連携し、避難所開設訓練や炊き出しの訓練等も行われました。



1

上釜地区



5

広淵小学校



2

上釜地区



3

鹿妻小学校



6

広淵小学校



4

鹿妻小学校

- ①上釜地区では津波避難訓練が行われ、避難ビルの位置やルートを確認しました
- ②避難ビルに認定された日野測量設計で、住民が市職員から説明を受けました(上釜地区)
- ③鹿妻小学校では自衛隊による炊き出し訓練が行われました
- ④有事に役立つ災害用伝言板の体験もありました(鹿妻小)
- ⑤広淵小学校は地域合同の防災訓練を実施し、防災マップで避難経路や危険箇所の把握に努めました
- ⑥地震や火災に備え、毛布による担架づくり等を実践しました(広淵小)

園芸施設の整備状況

東日本大震災の津波等により、生産施設の流失や倒壊等、甚大な被害を受けた沿岸部とその周辺の農業者の方々を支援し、地域の早期復興を図るため、蛇田地区・須江地区・大川地区に整備している施設園芸団地等を紹介します。

明日へと響け 復興のつち音

このコーナーでは、石巻の復興や復旧の様子を紹介します



施設概要	
• 造成面積	4.5ha
• 鉄骨ハウス	10棟
• 育苗ハウス	
• 資材庫等	

3地区とも、被災農家等が組織した農業法人等により農業経営が行われます。

蛇田地区および須江地区の2地区は、釜地区等の被災農家20農家が設立した4法人与1つの任意組織で構成する「石巻市復興園芸団地利用管理組合」によって管理運営されます。

この2地区では、キュウリ、トマト、イチゴの生産が行われています。

(11月撮影)



蛇田地区施設園芸団地



施設概要	
• 造成面積	7.5ha
• 鉄骨ハウス	12棟
• パイプハウス	10棟
• 育苗ハウス	
• 資材庫等	



須江地区施設園芸団地

大川地区花卉園芸施設



施設概要	
• 造成面積	1.5ha
• 鉄骨ハウス	3棟
• 選花室	
• 資材庫等	

大川地区は、同地区の被災農家7農家で構成した農業法人により管理運営されます。この施設では、キクの生産が行われています。

(10月撮影)

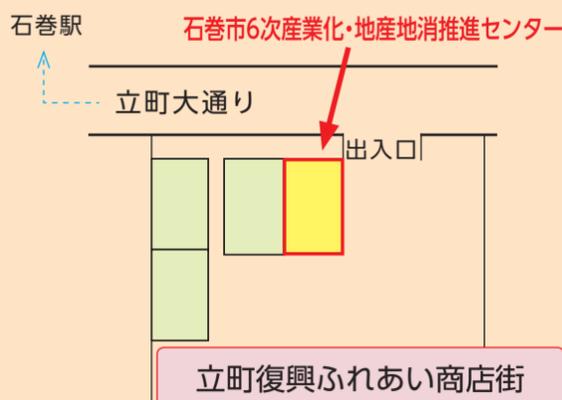


6次産業化・地産地消推進センター

農林漁業者の6次産業化の取り組みを支援するため「6次産業化・地産地消推進センター」を設置しました。

ここでは、農林漁業者のニーズに応じて、商品開発、販路開拓、異業種との連携等多様な分野について、民間の専門家を支援員として派遣し、6次産業化に向けた支援を無料で行っています。

☎ 商工課 (内線3526)



立町2丁目6-23
立町復興ふれあい商店街内 ☎98-9356
受付時間 午前8時30分～午後5時
(土日・祝日、年末年始の休日を除く)

6次産業化とは?

「1次産業(農林漁業)」と、「2次産業(製造業)」、「3次産業(小売業等)」との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みです。

〈⑤～⑬:支援制度〉

制度名称	概要	金額	問い合わせ先
⑤被災者生活再建支援制度:基礎支援金	住宅の被害状況に応じて支給する支援金 ※申請期限 平成27年4月10日	37.5万円～100万円	市生活再建支援課 (内線4762)
⑥被災者生活再建支援制度:加算支援金	住宅の再建方法に応じて支給する支援金 ※申請期限 平成30年4月10日	37.5万円～200万円	
⑦復興公営住宅等移転(引っ越し)補助金	応急仮設住宅等から復興公営住宅等へ移転に要した費用への補助金※①～④との重複不可	10万円	
⑧災害援護資金貸付	生活の立て直しのための資金の貸し付け	150万円～350万円	市下水道管理課 (内線5689)
⑨合併浄化槽設置事業	下水道の予定処理区域外において、一定条件の下、合併浄化槽設置費用の一部を補助	33.2万円～54.8万円	
⑩太陽光発電等普及促進事業	自然エネルギーの利用促進を図るため、太陽光発電システム等の設置世帯の費用の一部を補助	個人:上限8万円 事業者:上限20万円	市環境課 (内線3367・3368・3369)
⑪建築確認申請等手数料の減免	建築確認申請等の手数料に対する減免	全額免除	市建築指導課 (内線5672)
⑫母子寡婦福祉資金の住宅資金	母子・寡婦世帯を対象として、住宅の補修等に必要経費を無利子・低利で行う資金の貸し付け	上限200万円	東部保健福祉事務所 ☎0225-95-1431
⑬住宅再建支援事業(二重ローン対策)	被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅再建する際の補助金 消費税率の引き上げに伴う、被災者の住宅取得や補修に係る負担増に対する給付金制度	上限50万円	県住宅課 ☎022-211-3256
⑭住まいの復興給付金制度	消費税率の引き上げに伴う、被災者の住宅取得や補修に係る負担増に対する給付金制度	建設・購入:上限89.7万円(補修:床面積や工事費等による)	住まいの復興給付金事務局 ☎0570-200-246
⑮すまい給付金制度	消費税率引き上げに伴う、住宅取得者の負担を緩和するための給付金制度	上限30万円	すまい給付金事務局 ☎0570-064-186
⑯住宅金融支援機構の融資	住宅の建設・新築購入または補修に対する融資	上限 建設:3,330万円 購入:2,930万円 補修:1,270万円	住宅金融支援機構 ☎0120-086-353

③東日本大震災被災者危険住宅移転事業

事業概要

災害危険区域内の被災世帯であっても、災害危険区域の指定日前に再建したことにより、①や②の支援を受けることができない被災者を対象とした市独自の補助制度です。

補助金額

(1) 利子補給補助:住宅再建に要する資金を金融機関から借り入れた場合の利子相当額の補助

住宅建設:上限444万円/戸、用地購入:上限206万円/戸、用地造成:上限58万円/戸

(2) 移転費用補助:引っ越し代、除却等に要した費用の補助

移転費用:上限78万円/戸

問い合わせ先

生活再建支援課(内線4762)



④東日本大震災被災者住宅再建事業

事業概要

市内全域の被災世帯(半壊以上)を対象とした、市独自の補助制度です。

補助金額

(1) 新築または購入した場合

A 利子補給補助:上限300万円

B 取得費用補助:上限150万円

※AとBのどちらか

(2) 補修した場合

A 利子補給補助:上限150万円

B 補修費用補助:上限100万円

※AとBのどちらか

(3) かさ上げ工事(新築時)を

行った場合

工事費用補助:上限100万円

※浸水区域のみ

問い合わせ先

生活再建支援課(内線4762)



主な復興事業の進捗状況と今後の予定 (第26回:テーマ「住まいの再建支援制度について」)

毎月15日号では、主な復興事業の進捗状況と今後の予定をお知らせしています。
 今回は、東日本大震災で被災住宅を再建する場合の各種支援制度について、あらためてご紹介します。

住宅再建に対する支援制度を希望される方は、まず以下の判定フローに基づき、①～④のどの制度に該当するかご確認ください。

また、国・県・市では、右表に記載している⑤～⑬等の支援制度を実施していますので、該当するものがあるかを併せてご確認ください。

なお、各支援制度の詳しい内容については、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。

〈①～④:支援制度 判定フロー〉

被災規模	問わない	問わない	問わない	半壊以上
被災場所	災害危険区域内	災害危険区域内	災害危険区域内	市内全域
再建状況	住宅再建に係る契約や工事が未着手	住宅再建に係る契約や工事が未着手	平成24年11月30日以前に再建	再建済み
再建場所	市で整備する住宅団地	災害危険区域外	災害危険区域外	市内
その他条件	—	—	④を受けていない	①、②の対象外もしくは金額が満たない
制度	①防災集団移転促進事業	②がけ地近接等危険住宅移転事業	③東日本大震災被災者危険住宅移転事業	④東日本大震災被災者住宅再建事業

①防災集団移転促進事業

事業概要

市で整備する住宅団地に移転される際に、住宅再建に係る資金を借り入れた場合の利子相当額、除却および移転等に要する費用を限度額内で補助します。

対象

災害危険区域内に、現在居住している方と東日本大震災時に居住していた方

補助金額

- (1) 建物助成費:住宅再建に要する資金を金融機関から借り入れた場合の利子相当額の補助
 住宅建設:上限457万円/戸、用地購入:上限206万円/戸、用地造成:上限59万7千円/戸
- (2) 除却費等:危険住宅の除去および移転等に要する費用の補助 上限80万2千円/戸



問い合わせ先

集団移転推進課 (内線5484・5489)

②がけ地近接等危険住宅移転事業

事業概要

市で整備する住宅団地以外の土地に戸別移転される際に、住宅再建に係る資金を借り入れた場合の利子相当額、除却および移転等に要する費用を限度額内で補助します。なお、平成28年3月31までに災害危険区域外の安全な場所に、世帯全員が移転できることが条件となります。

対象

災害危険区域内に、現在居住している方と東日本大震災時に居住していた方

補助金額

- (1) 建物助成費:住宅再建に要する資金を金融機関から借り入れた場合の利子相当額の補助
 住宅建設:上限457万円/戸、用地購入:上限206万円/戸、用地造成:上限59万7千円/戸
- (2) 除却費等:危険住宅の除去および移転等に要する費用の補助 上限80万2千円/戸



問い合わせ先

集団移転推進課 (内線5484・5489)

震災復興情報



皆さんに伝えたい情報



必要な手続きはお早めに行ってください



困り事は気軽に相談を



内閣府の募集情報



お楽しみイベント



企業立地等促進条例助成制度

市では、産業振興と雇用の拡大を図るため、市内に事業所等を新設、増設および移設した企業に助成金を交付します。

助成金を受けるためには、業種や設備投資額、雇用人数等、一定の要件があるほか、操業開始の30日前までに申請が必要です。

詳細はホームページをご覧ください。

問 産業推進課 (内線3544・3548)



南中里一丁目復興住宅 (借上型) 入居者募集

復興公営住宅 (借上型) の入居者募集を行います。今回の募集は退去により空き室となった住戸の募集となります。申し込みが募集戸数を超えた場合は抽選となります。



■申込資格

- 東日本大震災で自宅が全壊の方
 - 東日本大震災で自宅が大規模半壊または半壊で解体を余儀なくされた方
- ※市外で被災された方も申し込みできますが、市内で被災された方の入居を優先します。

■募集の手引きの配布・申し込み先

市役所3階 事前登録相談窓口 (37番窓口)

■受付期間

11月17日 (月)～28日 (金)

午前9時～午後5時 (土日・祝日を除く)

※期間内に申し込みがない場合、12月1日 (月) から随時募集 (先着) とします。

■必要書類

- ①申込書 (押印が必要です)
- ②り災証明書の写し
- ③家屋の取り壊しを証明する書類の写し (り災判定が大規模半壊または半壊の方)
- ④抽選にあたり優遇する事項を証明する書類

■入居予定日 平成27年2月1日 (日)

■募集する住宅

名称	市営 南中里一丁目 復興住宅
所在地	南中里一丁目3番9号
構造	鉄骨造 6階建て
戸数	1戸 (3階)
間取り	2LDK (2人以上)
家賃月額	7,400円～63,900円

申・問 市役所3階 事前登録相談窓口 (37番窓口)
(内線3981～3983)
専用ダイヤル ☎90-8041・90-8042
午前9時～午後5時 (土日・祝日を除く)



「石巻市南浜地区復興祈念公園 (仮称)」に係る意見交換会を開催します

内容 国土交通省、県および市の共催で、公園の計画地およびその周辺にお住まいの方々と意見交換会を開催します。

南浜地区への想い等を今後の計画づくりの参考にさせていただきます。

対象 震災前に、門脇町三丁目、門脇町四丁目、門脇町五丁目、南浜町一丁目、南浜町二丁目、南浜町三丁目、南浜町四丁目、雲雀野町一丁目にお住まいの方々 ※申し込み不要



とき	ところ
11月29日 (土) 午前10時～	大橋ささえあい拠点センター (大橋一丁目1番地2)
30日 (日) 午前10時～	蛇田中央団地集会所 (向陽町一丁目5番地)
30日 (日) 午後2時～	開成ささえあい拠点センター (開成一丁目5番地)

問 ドーコン・オオバ愛植物設計共同体 (株)オオバ東北支店
☎022-217-1438
市基盤整備課 (内線5515・5517)



震災移転時に水道加入金が免除されます

対象

給水区域内 (石巻市・東松島市内) において、移転先の居住地で新たに給水装置を設置すると同時に、被災した場所の給水装置を廃止した方

(ただし、建売住宅や中古住宅を購入の場合には、免除の対象となりません)

免除期限 平成33年3月31日

詳細については、石巻地方広域水道企業団のホームページをご覧ください。

問 石巻地方広域水道企業団給水装置課 ☎95-6707
URL <http://www.ishikousui.or.jp/>



プレハブ仮設住宅から退去される皆さんへ

自宅再建や賃貸住宅等への転居により、プレハブ仮設住宅から退去された方は仮設住宅返還届の提出が必要となります。

プレハブ仮設住宅での生活実態がなくなった場合に、所有物を置いたまま倉庫として仮設住宅を利用し続けることは入居契約違反となりますのでご注意ください。

また、入居者への支援物資 (テレビ、冷蔵庫、洗濯機、炊飯ジャー、電子レンジ、電気ポット) は引っ越しの際に転居先へお持ち願います。それ以外の備品等は、退去時に持ち出すことはできません。

- 1 仮設住宅から引っ越したら → コールセンター ☎92-5901 (受付時間午前8時30分～午後8時) に連絡し、退去時に立ち会いしてもらい、仮設住宅返還届を提出してください。
- 2 所有物を置いて倉庫利用 → 入居契約違反です。1の返還手続きをしてください。

問 生活再建支援課 (内線4761～4768)

震災復興情報



皆さんに
伝えたい情報



必要な手続き
はお早めに



困り事は
気軽に相談を



内容を確認の
上心算を



お楽しみ
いっぱい



相談あんない

●「災害復興住宅融資」無料相談会 (要予約)

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0パーセント)について、相談会を行っています。

とき 11月21日(金)・22日(土)
12月19日(金)・20日(土)
午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

申・問 住宅金融支援機構東北支店 ☎022-227-5035
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3953)

●弁護士・社会福祉士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

- ・被災ローン減免制度・金銭貸借・離婚・家庭内暴力・解雇・パワハラ・未払賃金
- ・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブル等

社会福祉士による相談内容

- ・生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れない等
- ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

とき	ところ	相談時間	相談担当者
11月26日(水)	仮設大森第3団地集会所 (大森字内田1-122)	午後1時40分～3時30分	弁護士 社会福祉士

※事前予約の方が優先(当日相談も可)

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも無料相談ができます。

申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3965)

●被災従前地買取りのための司法書士の無料相談窓口(要予約)

防災集団移転促進事業の被災従前地買取り事業に伴い、相続関係、権利関係等について、司法書士による無料相談窓口を開設しています。

とき 毎週木曜日 午前10時～午後5時
毎週日曜日 午後1時～5時 ※相談日が祝日の場合も実施

ところ 石巻司法書士相談センター(鑄銭場5-9いせんばプラザ102)

相談内容 相続関係、抵当権、その他権利関係等

予約受付 司法書士相談窓口予約コールセンター
(内線5541・5542) ☎98-8986
午前9時～正午・午後1時～5時(土日・祝日を除く)

問 用地課(内線5535・5536)



創業支援補助制度

市内で地域の需要や雇用を支える事業を興す「創業」や、すでに市内で事業を営む中小企業者等で、後継者が先代から事業を引き継いだ場合等に業態転換や新事業・新分野に進出する「第二創業」を行う事業者の方々に支援します。

対象 震災後に創業または創業予定(いずれも第二創業を含む)の個人事業主や会社等

※申請に当たっては、特定創業支援事業による支援を受ける必要があります。

補助金額 対象経費の4分の3以内、上限200万円

申込期間 随時受け付けています。

申・問 産業推進課(内線3543)



復興特区による税制優遇制度のお知らせ

市では、復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。

対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税免除等の特例を受けることができますので、ぜひご活用ください。

※特例を受けるためには、市(または県)からの指定および事業実施状況の認定が必要で

特区名(認定日)	対象区域	対象業種	受付・問い合わせ窓口
石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日)	中心市街地(中央、中瀬、立町、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部)	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業等	市商工課 (内線3525・3526)
愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※平成24年9月28日変更認定	田代、渡波、荻浜、雄勝、北上、牡鹿の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業等	市商工課 (内線3525・3526) 市雄勝総合支所地域振興課 ☎57-2111 市北上総合支所地域振興課 ☎67-2111 市牡鹿総合支所地域振興課 ☎45-2111
民間投資促進特区ものづくり産業版 (平成24年2月9日) ※平成26年2月28日変更認定	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域等の一部	自動車や高度電子機械、食品等の製造関連産業	県東部地方振興事務所 ☎95-1414
民間投資促進特区IT産業版 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、開成、蛇田の各地区の一部	情報サービス関連産業	県東部地方振興事務所 ☎95-1414
民間投資促進特区農業版 (平成24年9月28日)	渡波、稲井、蛇田、河北、河南、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製造業、宿泊業飲食業等	市農林課(内線3559)

- 復興特区の種類**
- 税制特例の内容**
- ①新規立地促進税制
復興特区の認定日以降に新設された法人は、指定後5年間、法人税の課税が発生しない特例が受けられます。
 - ②特別償却または税額控除
指定を受けた日以降に取得等した事業用設備等について、特別償却または税額控除が受けられます。
 - ③法人税等の特別控除
被災雇用者等に対する給与等支給額の10パーセントを、税額の20パーセントを限度として指定後5年間、税額控除が受けられます。
 - ④研究開発税制の特例
指定を受けた日以降に取得等した開発や研究を目的とする資産について、即時償却と併せて12パーセントの税額控除が受けられます。
※①から③は、いずれか一つの選択適用となります。④は併用することができます。
 - ⑤地方税の特例
①、②、④の特例を受けた場合、法人事業税や不動産取得税、固定資産税の免除が受けられます。
特区の認定日以降で前年度以前に取得した対象資産についても、地方税のみ免除が受けられます。

- 手続き**
- ①指定事業者の指定申請・指定書の交付
・所定の申請書等のほか、必要な資料を添えて市(または県)に申請してください。
・必要な要件を満たしていると認められる場合、指定事業者として指定され、指定書が交付されます。
 - ②指定に係る事業の実施状況報告・認定書の交付
・事業年度終了後、実施状況や収支決算等の実績を記載した実施状況報告書を提出してください。
・事業を適切に実施していると認められる場合、認定書が交付されます。
※指定申請、実施状況報告に必要な申請書等様式は、市ホームページからダウンロードできます。
 - ③国税、地方税窓口での手続き
・認定書の交付を受けた後、税務署(国税)、県税事務所および市資産税課(地方税)で、特例を受けるための手続きを行ってください。

問 商工課(内線3525・3526)

お知らせ 石巻支援学校 開放講座 (講演会) のお知らせ

石巻支援学校では、地域支援の一環として地域の皆さんを対象とした開放講座を開催します。

と き 11月28日(金) 午前10時～正午(9時30分から受付)

と ころ 県立石巻支援学校 視聴覚室

テ ー マ 「ペアレントトレーニング」について

講 師 石巻市かもめ学園 児童発達支援責任者 早坂 良和 氏

申込方法 住所、氏名、電話番号を記入し、FAXで申し込みください。

申込期限 11月21日(金)

申・問 県立石巻支援学校 ☎94-0202 FAX94-0206

問 市障害福祉課(内線2483)

お知らせ 知って得する糖尿病予防セミナー

糖尿病を予防するための生活の工夫や、治療、合併症について、日頃の疑問や悩みをスッキリと解消しましょう。

健診等で「血糖が高め」と言われたことのある方、糖尿病に関心のある方、ぜひご参加ください。

と き 12月7日(日) 午前10時～11時30分(9時15分から受付)

と ころ 河北総合センター「ビッグバン」集いの部屋

内 容 ・講演 テーマ「血糖値が高い」と言われたら

～自分は大丈夫だと思っていないか～

講師 石巻赤十字病院 内科医(糖尿病外来) 杉村 和彦先生

・管理栄養士による講話「糖尿病の原因としての間食」と展示

・保健師、管理栄養士による健康相談(講演終了後希望者)

申込方法 電話で申し込みください。

申込期限 12月3日(水)

申・問 健康推進課(内線2425)、各総合支所保健福祉課

お知らせ 市立病院建設工事に関する住民説明会が行われました

10月9日(木)午後7時から市役所で市立病院建設工事に関する住民説明会が行われました。

説明会では、市から市立病院建設工事概要や、スケジュール、病院建設に伴う安全対策および交通渋滞緩和策について説明を行いました。出席者からは、工事車両搬入に伴う交通渋滞等に関する質問が出され、市では道路区画線の見直しやガードマンの配置により安全対策を講じていく等の説明をしました。

市立病院建設工事に関する情報については、市立病院ホームページをご覧ください。

市立病院ホームページ URL <http://www.ishinomaki-mh.jp/>



問 病院管理課 ☎25-5671

イベント ウォーキングイベントのご案内

①牧山ウォーキング

とき・ところ 11月30日(日)

集合:石巻駅 午前9時

解散:石巻駅 午後2時

参加料 500円

申・問 石巻ウォーキング会

☎090-7326-7338



②ノルディックウォーキングをたのしむ会

とき・ところ 12月6日(土)

会場:中瀬公園

集合:スポーツショップマツムラ 午前10時

解散:スポーツショップマツムラ 正午

参加料 500円

申・問 石巻スポーツ振興サポートセンター ☎090-8787-3873

問 市体育振興課 ☎22-9111

お知らせ みみサポサロンのご案内

聴覚障害をお持ちの方、ご家族、関係者の方々を対象に、みみサポサロンを開催します。

	と き	と ころ	内 容
11月19日(水)	午前10時30分 ～正午	石巻広域消防本部2階大会議室 (大橋一丁目1番地1)	FAXでも救急車を要請できる119通報の練習
	午後1時～ 2時30分	市役所2階子育て支援課前	同じ障害を持つ仲間との交流や個別の相談

※手話通訳、要約筆記が付きます。

問 みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター(みみサポみやぎ)

☎022-349-9605 FAX 022-349-9606

✉ info@mimisuppo-miyagi.org

URL <http://www.mimisuppo-miyagi.org/>

市障害福祉課(内線2484) FAX 22-6610

お知らせ 地上デジタル放送難視対策の各種支援が終了します

国が実施している地デジ難視対策のための各種支援制度は、来年3月末をもって終了します。

期限までに地デジ対策工事を完了するためには、遅くとも本年12月中の申し込みが必要です。

特に積雪地域では積雪の影響から冬期間の工事ができませんので、早めの申し込みをお願いします。

申・問 総務省 地デジコールセンター ☎0570-07-0101



表記の見方 申 申し込み 問 問い合わせ [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選 ☑ Eメール

電話番号案内

市役所☎95-1111 河北総合支所☎62-2111 雄勝総合支所☎57-2111 河南総合支所☎72-2111 桃生総合支所☎76-2111

北上総合支所☎67-2111 牡鹿総合支所☎45-2111 渡波支所☎24-0151 稲井支所☎95-2171 荻浜支所☎90-2111 蛇田支所☎95-1442

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1

☎0225-95-1111

FAX 0225-22-4995

開庁時間 午前8時30分～午後5時

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4023・4025) FAX0225-23-4340

次回発行は平成26年12月1日の予定です。

編集/印刷 (株)石巻日日新聞社

